

軽自動車税の税率表(平成26年度以降)

軽四乗用自家用 単位:円

		軽自動車税の課税年度																	
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	
車両を新規登録した年月(最初の新規検査年月)	H43年度																		H43年度
	H42年度																		H42年度
	H41年度																		H41年度
	H40年度																		H40年度
	H39年度																		H39年度
	H38年度																		H38年度
	H37年度																		H37年度
	H36年度																		H36年度
	H35年度																		H35年度
	H34年度																		H34年度
	H33年度																		H33年度
	H32年度																		H32年度
	H31年度																		H31年度
	H30年度																		H30年度
	H29年度																		H29年度
	H28年度																		H28年度
	H27年度																		H27年度
	H26年度																		H26年度
	H25年度																		H25年度
	H24年度																		H24年度
H23年度																		H23年度	
H22年度																		H22年度	
H21年度																		H21年度	
H20年度																		H20年度	
H19年度																		H19年度	
H18年度																		H18年度	
H17年度																		H17年度	
H16年度																		H16年度	
H15.1~3月及びH15年度																		H15.1~3月及びH15年度	
H14年12月以前																		H14年12月以前	

車種により次のように読み替えてご覧ください
 軽四貨物自家用:7,200→4,000、10,800→5,000、12,900→6,000
 軽四乗用営業用:7,200→5,500、10,800→6,900、12,900→8,200
 軽四貨物営業用:7,200→3,000、10,800→3,800、12,900→4,500
 軽三輪車 :7,200→3,100、10,800→3,900、12,900→4,600

- ※1 最初の新規検査年月が「年」のみの記載で、「月」の記載がない場合は、その年の12月に登録があったものとみなされます。
- ※2 賦課基準日が4月1日であるため、各年度4月2日以降に取得された場合は、翌年度からの課税となります。
- ※3 平成27年度以降4月1日に取得した新車は、当該年度から10,800円の課税となります。

例	車の所有状況	最初の新規検査年月	車両を取得した年月	年税額(円)		
				7,200円の期間	10,800円の期間	12,900円の期間
1	H10年度に新車を購入し乗り続けた場合	H10.8月	H10.8月	H27年度まで	—	H28年度から
2	H20年度に新車を購入し乗り続けた場合	H20.8月	H20.8月	H33年度まで	—	H34年度から
3	H26年度に新車を購入し乗り続けた場合	H26.8月	H26.8月	H39年度まで	—	H40年度から
4	H27年度に新車を購入し乗り続けた場合	H27.8月	H27.8月	—	H28~H40年度まで	H41年度から
5	新規検査H10年度の中古車をH26年度に購入した場合	H10.8月	H26.8月	H27年度	—	H28年度から
6	新規検査H20年度の中古車をH26年度に購入した場合	H20.8月	H26.8月	H27~H33年度まで	—	H34年度から
7	新規検査H26年度の中古車をH27年度に購入した場合	H26.8月	H27.8月	H28~H39年度まで	—	H40年度から